ハ　熱媒体等として水を用いるものであって、蒸発器及び凝縮器の出口における熱媒体等の温度を同時に設定できるもの ニ　熱媒体等としてブラインを用いるもの 十　［略］	十一　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣　西村　康稔

経済産業省組織規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　外局 第一節　資源エネルギー庁 第一款　長官官房（第二百五十五条―第二百五十五条の三） 第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四・第二百五十五条の五） 第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の六―第二百五十六条） 第四款　［略］ 第二節・第三節　［略］ 第三章・第四章　［略］ 附則	目次 第一章　［略］ 第二章　外局 第一節　資源エネルギー庁 第一款　長官官房（第二百五十五条・第二百五十五条の二） 第二款　省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の三・第二百五十五条の四） 第三款　資源・燃料部（第二百五十五条の五―第二百五十六条） 第四款　［略］ 第二節・第三節　［略］ 第三章・第四章　［略］ 附則
（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官） **第二条**　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官六人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2～12　［略］ （情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室並びに経済安全保障国際戦略企画官） **第二十条**　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。 2～7　［略］ 8　経済安全保障国際戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る安全保障の確保に関する経済施策に関する事務のうち国際戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。	（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官） **第二条**　総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官七人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2～12　［略］ （情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室） **第二十条**　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室を置く。 2～7　［略］ ［新設］